


# 木造住宅除却事業補助金申請書の添付書類に関して、 下記の点にご注意ください。

対象住宅：A 耐震診断の評点が0.7未満のもの  下記の点にご注意ください。

対象住宅：B 市長が特に除却を必要と認めるもの  申請される前に事前に、  
お問い合わせください。

## 1. 対象住宅の所有者であることが確認できるもの

- 所有者の確認は、原則登記事項証明書にて行います。
  - 相続登記がなされていない場合は、当該住宅の固定資産税の納税者を補助金申請上の所有者とみなしますので、登記事項証明書と固定資産税納税通知書（納税者及び当該住宅が記載されているもの）が必要です。固定資産税納税通知書の納税者が被相続人のまま変更されていない場合は、本市資産税課へ出された相続人代表者指定届の写し、又は補助金申請者が法定相続人であることを示す戸籍謄本（抄本）が別途必要になります。
- ※対象住宅Aの場合で、かつ津市木造住宅無料耐震診断を受けられた本人が補助金を申請する場合は、登記事項証明書等は不要です。

## 2. 除却に要する経費の見積書の写し

- 契約を交わす予定の建設業許可業者（土木、建築、とび・土工、解体）、または解体工事業登録業者の見積書。下請け業者の見積書は無効です。
  - 本補助金の対象となる事業費は、対象住宅を除却する費用（人件費、仮設費、処分費、諸経費、消費税等）のみです。倉庫・車庫、塀、植栽等の除却費用は対象とならないため、対象住宅と併せてこれらを除却する場合であっても、添付していただく見積書には含めないでください。
  - 見積りを業者へ依頼する際は、木造住宅耐震判定書に記載されている面積で見積もっていただくように依頼してください。（下記参照）
- ※市の交付決定後に業者と契約し、事業に着手していただく必要があります。なお、事業完了後には、実績報告書とともに見積書に対応する契約書の写し及び領収書の写しを提出していただきます。

### 木造住宅耐震判定書 内

1. 建物概要			
(1) 建物名称			
(2) 所在地			
⋮			
(9) 面積・重量・平均床倍率			
	1階	2階	合計
面積(㎡)	55.14	48.86	104.00
面積(坪)	16.68	14.78	31.46
重量(kN)	159.52	157.57	317.08
想定床倍率	0.5 以上 1.0 未満		

※耐震診断を受けられた年度によっては、  
表記方法が異なる場合があります。

### 問い合わせ先

建築指導課（本庁舎5階）

津市西丸之内 23-1

電話：059-229-3187

FAX：059-229-3336